

第1号議案参考資料

議案名

専決処分の承認を求めることについて

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例)

1 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、緊急に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を改正する必要が生じ、令和7年9月30日に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (改正条例第1条関係)
- ア 引用部分の整理を行う。 (第1条関係)
- イ 部分休業について、次の(ア)及び(イ)の改正を行うとともに、いずれかの部分休業を選択して申し出ができるようとする。
- (ア) 1日につき2時間を超えない範囲内で承認できる現行の部分休業を第1号部分休業とともに、正規の勤務時間の始め又は終わりに限るとする取扱いを廃止する。 (第20条関係)
- (イ) 1年につき条例で定める範囲内で承認できる新たな部分休業

を第2号部分休業とし、取得単位を原則として1時間とする。

(第20条の2関係)

ウ 部分休業の請求期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの
1年間とする。 (第20条の3関係)

エ 第2号部分休業の取得時間の上限は、1年につき10日相当を超
えない範囲とする。 (第20条の4関係)

オ 既に申し出た部分休業の内容を変更できる特別の事情を定める。
(第20条の5関係)

カ 引用部分の整理等を行う。 (第21条及び第24条関係)

(2) 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する
条例の一部改正 (改正条例第2条関係)

ア 引用部分の整理を行う。 (第15条関係)

イ 妊娠、出産等についての申出をした職員に対して仕事と生活の両
立に資する支援を行うため、意向確認等の措置を講じることを規定
する。 (第17条の2関係)

ウ イの改正に伴い、条の繰下げ及び字句の整理を行う。
(第17条の3関係)

エ イの改正に伴い、条の繰下げを行う。 (第17条の4関係)

3 施行期日

令和7年10月1日